

総会の研究大会への非会員参加に関する事務局申し合わせ事項

日本租税理論学会事務局

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、日本租税理論学会（以下「本会」という。）において毎年開催される総会の研究大会（以下「研究大会」という。）への本会会員以外の者（以下「非会員」という。ただし、当該研究大会への非会員である招聘研究報告者等を除く。）の参加に関し必要な事項を定める。

(参加資格)

第2条 非会員で、本会の研究大会における研究報告等に興味があり、かつ租税理論や租税実務等に関し識見を深める意欲がある者は、所定の手続を経て、研究大会の全部または一部に参加できる。ただし、当該非会員は、研究大会における研究報告等に関し、司会者等から承諾が得られる場合を除き質問応答等ができないものとする。

(参加手続)

第3条 非会員は、研究大会への参加する際には、事前に、本会ホームページ等を通じて本会事務局長（以下「事務局長」という。）あてに参加の申込みをし、事務局長から参加の承諾を得るように推奨される。この場合において、事務局長は、できるだけ速やかに当該非会員に対して参加の諾否を通知するように努めるものとする。

2 参加を認められた非会員は、研究大会参加当日に会場受付において本会事務局（以下「事務局」という。）が求める必要な手続をするものとする。この場合において、受付担当者は、当該非会員に身元確認等を求め、その参加により混乱が予見される等特段の理由があるときを除き、その参加を認めるものとする。

3 事前に承諾を得ずに総会当日に研究大会への参加を希望する非会員については、事務局長またはその委任を受けた者がその諾否を決するものとする。

4 本会会員を通じて税理士会等の専門職団体から研究大会を認定研修とした旨の求めがある場合、事務局長は、本会理事長（以下「理事長」という。）と協議をしたうえで、これを認めることができる。この場合において、当該専門職団体の会員は、非会員（ただし、本会会員の場合は会員とする。）として当該研究大会に参加できる。

(参加費用)

第4条 研究大会に参加することを認められた非会員は、当該研究大会当日に参加者に配付する資料を受け取ることができ、かつ、受付担当者の求めに応じて事務局長が決定した所定の参加費用を負担するものとする。この場合において、当該非会員から徴収した参加費用については、これをその年の総会開催校の運営費に充当するものとする。

(その他)

第5条 この申し合わせ事項に定めるほか、研究大会への非会員参加に関し検討の必要が生じた事項については、事務局長は、理事長と協議のうえ判断するものとする。

附則

この申し合わせは、2017年8月10日から施行する。